病·診療料②

を開業する方へ



新たに購入する方へ

医療機器

地域における「外来医療機能」、「医療機器」の偏在等を改善するため、**栃木県外来医療計画**を策定しました。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

外来医療機能の強化に向けて

栃木県では全ての二次保健医療圏において、下記の3つの医療機能の 強化が必要です。このため、新規開業希望者に対して、地域の医療事情を 説明し、協力をお願いします。

特に宇都宮二次保健医療圏においては、外来医師偏在指標が全国的にみても高いことから、新規開業希望者の意向を確認し、必要に応じて<u>地域</u> 医療構想調整会議にて協議を行います。

(強化が必要な3つの医療機能)

- ① 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
- ② 在宅医療の提供体制
- ③ 学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制
- ※具体的なお手続きについては、以下のとおりとなります。

(誰が) 外来医師多数区域(宇都宮二次保健医療圏が該当)の新規開業希望者が

(何を)「不足する」外来医療機能(上記①~③)を担うことを

(どのように) 開業に係る届出様式により、担うか否かの意向を示し、必要に応じて地域医療構想調整会議で協議を実施する。

医療機器の効率的な活用に向けて

栃木県では二次保健医療圏ごとに医療機器の稼働状況にばらつきがあります。

質の高い医療提供体制に向けて、医療機器の効率的活用を推進すべく、 新たに<u>医療機器を購入した方に共同利用計画等の作成をお願い</u>するととも に、地域医療構想調整会議にて協議を行います。

(対象となる医療機器)

- ① CT: マルチスライスCT(64列以上、16列以上64列未満、16列未満)、その他CT
- ② MRI: 3 テスラ以上、1.5テスラ以上3 テスラ未満、1.5テスラ未満
- ③ PET: PET、PETCT、PETMRI
- ④ 放射線治療:ガンマナイフ、リニアック
- ⑤ マンモグラフィー
- ※具体的には、以下のようなお手続きを実施していただくこととなります。
- (誰が) 対象となる医療機器 (上記①~⑤) を購入する医療機関等が
- (何を) 医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画を作成し
- (どのように)地域医療構想調整会議で協議を実施する。なお、共同利用を行わない場合、その理由について上記調整会議にて確認 する。

詳細については、栃木県のホームページをご覧頂くか、以下連絡先までお問い合わせください。

栃木県医療政策課 / LL 028-623-3145

栃木県外来医療計画に係る事務取扱実施要領

制定 平成 31 (2020) 年 3 月 31 日医政第 1551 号 改正 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日医政第 495 号

1 趣旨

この要領は、栃木県外来医療計画(以下「計画」という。)に定める外来医療機能の不足・偏在等への対応や医療設備・機器等の効率的な活用に関して、関係法令に規定するもののほか、必要な事務取扱について定めるものである。

2 事務取扱

- (1) 外来医療機能の不足・偏在等への対応
 - 一 医療機関の所在地を管轄する健康福祉センター(医療機関の所在地が宇都宮市であるときは宇都宮市保健所。以下「健康福祉センター等」という。)及び医療政策課は、計画や県ホームページ等を活用しながら、地域の外来医療に関する情報の提供を行う。新規開業希望者からの開設に係る相談時には、健康福祉センター等が、地域の外来医療に関する情報の提供を行う。
 - 二 健康福祉センター等は、新規開業者に対して、計画第2章5に規定する地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力を依頼する。併せて、外来医師多数区域における新規開業者(無床診療所)に対しては、栃木県医療法施行細則(昭和51年栃木県規則第51号。以下「規則」という。)に規定する病院(診療所、助産所)開設届(第6号様式)及び診療所開設届(第8号様式)に、地域で不足する外来医療機能を担う意向の有無の記載を依頼する。
 - 三 健康福祉センター等及び医療政策課は、地域医療構想調整会議において、地域の外来医療に関する情報提供、外来医療機能の不足・偏在等への対応に関する協議等を行う。
 - 四 健康福祉センター等及び医療政策課は、外来医師多数区域については、地域医療構想調整会議において、2(1)二の地域で不足する外来医療機能を担う意向の有無を確認する。意向がない(新規開業者(無床診療所)が地域で不足する外来医療機能を担うことを拒否する。)場合等には、臨時に地域医療構想調整会議を開催し出席要請を行う。ただし、協議の簡素化のため、協議の形態については適宜持ち回り開催とし、新規開業者(無床診療所)からは意向がない理由等の文書の提出を求める等の柔軟な対応を可能とする。
 - 五 外来医師多数区域における地域医療構想調整会議において結論を得た方針に沿 わない新規開業者 (無床診療所) については、計画の見直し時に合わせて栃木県 医療審議会に報告し、意見を聴取するなどの一定の確認を行うこととする。
- (2) 医療設備・機器等の効率的な活用
 - 一 健康福祉センター等及び医療政策課は、計画や県ホームページ等を活用しなが ら、医療設備・機器等の配置状況等の情報提供や医療設備・機器等の効率的な活 用の促進に向けた周知を行う。

- 二 病院及び診療所が、計画第3章3に規定する医療設備・機器等(以下「医療機器等」という。)を購入する場合は、医療機器等の購入を検討する際に、事前に「医療機器等共同利用計画書」(第1号様式)(以下「共同利用計画書」という。)を策定する。策定された共同利用計画書は、医療機器等の備付後10日以内に健康福祉センター等に1部(宇都宮市に所在する病院及び診療所にあっては2部)提出する。ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療又は帰国者接触者外来を行う病院及び診療所にあって、共同利用計画書を事前に策定することが困難と認められる場合には、健康福祉センター等と協議の上、共同利用計画書の策定及び提出を事後に行っても差し支えないこととする。
- 三 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に 対して患者情報とともに紹介する場合を含む。
- 四 健康福祉センター等及び医療政策課は、地域医療構想調整会議において、医療機器等の共同利用の促進に向けた協議を行う。なお、共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議で確認を行う。
- 五 策定された共同利用計画については、地域医療構想調整会議での議論の状況等 の報告と合わせ、栃木県医療審議会とも共有する。
- 六 医療機器等を購入したが、共同利用計画書を未提出の病院及び診療所(以下「未 提出医療機関」という。)への対応については、医療機能情報提供制度や病床機能 報告等を活用し、前年度からの医療機器等の増減を確認すること等により、健康 福祉センター等と医療政策課が協力して未提出医療機関を把握する。未提出医療 機関に対しては、各保健所から共同利用計画書の提出を促す。
- 七 医療機器の共同利用に際しては、共同利用を引き受ける医療機関が共同利用を 依頼する医療機器の安全管理を担うことから、健康福祉センター等と医療政策課 は、共同利用を引き受ける医療機関の安全管理に係る体制の確保並びに診療用放 射線の安全管理に係る体制の確保の遵守状況についても確認を行う。

3 雑則

この要領に定めるもののほか、計画の運用に関して必要な事項は、医療政策課長が別に定める。

附則

この要領は、令和2 (2020) 年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

栃木県外来医療計画に係る事務取扱実施要領新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改定後 現行 (略) (略) 1 2 事務取扱 2 事務取扱 (1)(略) (1)(略) (2) 医療設備・機器等の効率的な活用 (2) 医療設備・機器等の効率的な活用 (略) 二 病院及び診療所が、計画第3章3に規定する医療設備・機器等(以 二 病院及び診療所が、計画第3章3に規定する医療設備・機器等(以 下「医療機器等」という。)を購入する場合は、医療機器等の購入 下「医療機器等」という。)を購入する場合は、医療機器等の購入 を検討する際に、事前に「医療機器等共同利用計画書」(第1号様 を検討する際に、事前に「医療機器等共同利用計画書」(第1号様 式) (以下「共同利用計画書」という。) を策定する。策定された 式) (以下「共同利用計画書」という。) を策定する。策定された 共同利用計画書は、医療機器等の備付後10日以内に健康福祉センタ 共同利用計画書は、医療機器等の備付後10日以内に健康福祉センタ 一等に1部(宇都宮市に所在する病院及び診療所にあっては2部) 一等に1部(宇都宮市に所在する病院及び診療所にあっては2部) 提出する。ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療又は 提出する。 三~七(略) 帰国者接触者外来を行う病院及び診療所にあって、共同利用計画書 3 (略) を事前に策定することが困難と認められる場合には、健康福祉セン ター等と協議の上、共同利用計画書の策定及び提出を事後に行って も差し支えないこととする。 三~七(略) 3 (略)